

第七号様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(4) (略)
(削る)

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(6) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(7) 届出の対象とした募集(売出)金額

a・b (略)

(8) (略)

(9) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(10) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新規発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、後配株、償還株等の数種の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。

d (略)

(11) 募集の方法

a 「募集の形態」の欄には、募集株式を株主割当、一般募集等に区分して記載すること。株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であつて株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

b~d (略)

第七号様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(4) (略)

(5) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(6) 事務連絡者

本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(7) 募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(8) 募集(売出)金額

a・b (略)

(9) (略)

(10) 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

写しを公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(11) 新規発行株式

a・b (略)

c 「摘要」欄には、新規発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、後配株、償還株等の数種の株式を発行する場合には、その内容を「摘要」欄に記載すること。

d (略)

(12) 募集の方法

a 「募集の形態」の欄には、募集株式を株主割当、一般募集等に区分して記載すること。株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものその他のものに区分しその募集数を、それぞれ「摘要」欄に記載すること。

なお、一般募集の場合であつて株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を「摘要」欄に記載すること。

b~d (略)

(12) 募集の条件

a ~ c (略)

d 欄外には、申込み方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理、払込期日の確定の有無その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

e・f (略)

(13) (略)

(14) 新株予約権証券の募集

a ~ d (略)

e 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。

また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。

f 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。

g ~ i (略)

(15)~(22) (略)

(23) 売出有価証券

a ~ d (略)

e 売出社債に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。

f (略)

g 売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について発行者が申込みにより格付(指定格付機関から取得しているものに限る。)を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を欄外に記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨を記載すること。

(24) 売出しの条件

a・b (略)

c 株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を欄外に記載すること。

d ~ f (略)

(25)~(40) (略)

(41) 株式の総数等

(13) 募集の条件

a ~ c (略)

d 「摘要」欄には、申込み方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理、払込期日の確定の有無その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

e・f (略)

(14) (略)

(15) 新株予約権証券の募集

a ~ d (略)

e 「摘要」欄には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。

また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。

f 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

g ~ i (略)

(16)~(23) (略)

(24) 売出有価証券

a ~ d (略)

e 売出社債に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を「摘要」欄に記載すること。

f (略)

g 売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について発行者が申込みにより格付(指定格付機関から取得しているものに限る。)を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を「摘要」欄に記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨を記載すること。

(25) 売出しの条件

a・b (略)

c 株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

d ~ f (略)

(26)~(41) (略)

(42) 株式の総数等

a・b (略)

c 「種類」の欄には、優先株、後配株、償還株等の種類を記載し、その内容を欄外に記載すること。

d 現物出資があるときは、その旨を欄外に記載すること。

(42) 発行済株式総数及び資本金の推移

a (略)

b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を欄外に記載すること。

c (略)

(43)~(53) (略)

(54) 提出会社の参考情報

a (略)

b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

c (略)

(55) (略)

(56) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a・b (略)

c 「一 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d 「二 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(57)~(62) (略)

a・b (略)

c 「種類」の欄には、優先株、後配株、償還株等の種類を記載し、その内容を「摘要」欄に記載すること。

d 現物出資があるときは、その旨を「摘要」欄に記載すること。

(43) 発行済株式総数及び資本金の推移

a (略)

b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を「摘要」欄に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を「摘要」欄に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を「摘要」欄に記載すること。

c (略)

(44)~(54) (略)

(55) 提出会社の参考情報

a (略)

b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その理由について、第19条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

c (略)

(56) (略)

(57) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a・b (略)

c 「八 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d 「三 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(58)~(63) (略)